

## 恒温恒湿精密空調室向け

### システム検収条件書（参考）

2015年4月13日

1. 恒温恒湿室内に設置する機器類は、予め設計時に含まれる下記のもののみを対象と致します。
  - (ア) A社製 XYZ-01A 定格消費電力 10kVA
  - (イ) B社製 XYZ-02C 定格消費電力 12kW
  - (ウ) . . .
  - (エ) X社製 集塵機XXX 掃気風量 5m<sup>3</sup>/min (室外へ排気)
  - (オ) . . .
2. 恒温恒湿室内に設置する機器類は、測定時には下記の条件内にて稼働をお願いします。
  - (ア) 機器はその電源を入れてください。
  - (イ) 薬剤や潤滑油剤などによるミスト発生、及び水分の蒸散は押えてください。
  - (ウ) ミストコレクタ、集塵器などの換気装置、またはオイルコントローラの送風機能を持つものは、これらを
    - ① 一定速度で運転してください。
    - ② また空調気流の妨げとならないようにしてください。
3. 測定時は、測定分析室内への入退出が無いものとします。
4. 温湿度測定について
  - (ア) 検収対象となる温湿度は以下のポイントとします。
    - ① 空調システムの制御ポイントと同じ場所  
例) xxxの床上1200mm
    - ② XXXのポイント  
例) YYの床上1200mmと1800mmの2ポイント
  - (イ) 参考値
    - ① 【Xヶ所】の温湿度データを同時に記録いたします。
    - ② 測定ヶ所については予め協議により決めさせていただきます。
    - ③ これらのデータは参考値として、検収条件には含まれません。
  - (ウ) 上記2及び3項による運転が定常状態に達してから連続2時間（または機器運転開始からXX時間）の記録を取り指定条件【23±2℃ 50±10%】に入ることとします。
5. 測定機器について
  - (ア) 温湿度測定の原器は弊社のマスタ（センサ及びロガー）を持って原器とします。

添付資料) 測定ポイント図

以上